

令和8年度東海市事業者等省エネルギー設備導入等促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー診断の実施、省エネルギー設備の導入若しくは更新又は再生可能エネルギー設備の導入をする事業者に対し、経費の一部を補助することにより、エネルギー使用量を低減し、環境にやさしいエネルギーを使用することで、温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化への関心を高め、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー診断 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断等の専門機関のエネルギー管理士等が、事業所全体のエネルギーの使用状況等の調査及び分析をし、年間のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量、温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容及び経費並びに温室効果ガス排出量の削減効果を明示した報告書が作成されるものをいう。
- (2) 事業者 商業、工業、金融業その他の事業を行う個人又は法人をいう。
- (3) 事業所 事業者が自ら行う事業活動の用に供する施設（居住の用に供されるものを除く。）をいう。
- (4) 省エネルギー設備 燃料、原材料等の使用量削減につながるエネルギー消費効率の高い設備（中古品又はリースにより取得するものを除く。）をいう。
- (5) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気に変換し発電する設備（中古品又はリースにより取得するものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 今後3年以内に省エネルギー設備の導入若しくは更新又は再生可能エネルギー設備の導入をする目的で、令和9年2月28日までに省エネルギー診断を実施する者（以下「省エネルギー診断を実施する者」という。）

イ 省エネルギー診断の結果に基づき、令和9年12月31日までに温室効果ガス排出量を平成25年度と比較して削減することが見込まれる省エネルギー設備を導入し、又は更新する者（以下「省エネルギー設備を導入し、又は更新する者」という。）

ウ 省エネルギー診断の結果に基づき、令和9年12月31日までに温室効果ガス排出量を平成25年度と比較して削減することが見込まれる再生可能エネルギー設備を導入する者（以下「再生可能エネルギー設備を導入する者」という。）

(2) 事業開始予定日が令和8年度内にある者

(3) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を除く。）を行っている者

(4) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条に規定する特定事業者ではない者

(5) 市税を滞納していない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(7) 国、県、地方公共団体及び一部事務組合ではない者

2 前項第3号の事業所が店舗等併用住宅である場合は、店舗等部分延床面積の2分の1以上が事業の用に供するものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 省エネルギー診断の実施

(2) 省エネルギー診断の結果に基づく省エネルギー設備の導入又は更新

(3) 省エネルギー診断の結果に基づく再生可能エネルギー設備の導入

2 補助金の額は、別表第1に定める額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

3 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始予定日の14日前までに、補助金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、先着順とし、申請者につき1回限りとする。

(補助金の交付内定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金交付申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第1項の規定による内定を受けた者（以下「交付内定者」という。）が、計画の変更を行う場合には、補助対象事業の着手前に補助金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）に設置変更概要書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の規定による内定を変更し、補助金交付内定額に変更がある場合には補助金変更交付内定通知書により、補助金交付内定額に変更がない場合には補助金変更交付申請承認通知書により補助金変更交付申請者に通知するものとする。

(計画の中止)

第8条 交付内定者が、補助対象事業を中止する場合には、速やかに補助金交付申請取下書（以下「交付申請取下書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請取下書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消し、補助金交付内定取消通知書により交付内定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付内定者は、令和9年3月24日又は補助対象事業の完了の日から60日を経過した日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、交付内定者のうち省エネルギー設備を導入し、若しくは更新する者又は再生可能エネルギー設備を導入する者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和9年3月24日」とあるのは、「令和10年1月31日」とする。

3 市長は、交付内定者が第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する日までに補助金実績報告書を提出しなかったときは、交付内定を取り消し、その旨を当該交付内定者に通知する。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条第1項の補助金実績報告書を受領し、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに交付内定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、速やかに補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により維持に努めなければならない。

2 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供(以下「処分」という。)をしてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等のデータの提供を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の規定による求めがあった場合は、データの提供について積極的に協力するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

| 補助対象者 | 補助金の額 |
|---|---|
| 省エネルギー診断を実施する者 | 補助対象経費の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額。以下同じ)の額とし、250,000円を限度額とする。 |
| 省エネルギー設備を導入し、若しくは更新する者 又は再生可能エネルギー設備を導入する者 | 温室効果ガス排出削減量1t-CO ₂ 当たり10,000円を乗じて得た額に当該設備に係る省令に定める耐用年数を乗じて得た額とし、2,000,000円を限度額とする。 |

別表第2 (第5条関係)

| 補助対象者 | 提出書類 |
|-------|------|
|-------|------|

| | |
|---|--|
| 省エネルギー診断を実施する者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し (2) 市税の完納証明書 (3) 誓約書 (4) その他市長が必要と認める書類 |
| 省エネルギー設備を導入し、若しくは更新する者又は再生可能エネルギー設備を導入する者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 導入し、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、導入し、又は更新する設備の据付図等） (2) 対象設備の設置予定場所の現況写真 (3) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し (4) 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し (5) 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し (6) 市税の完納証明書 (7) 誓約書 (8) その他市長が必要と認める書類 |

別表第3（第9条関係）

| 補助対象者 | 提出書類 |
|---|--|
| 省エネルギー診断を実施する者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー診断の結果報告書の写し (2) 補助対象経費の支払が確認できる領収書等の支払を証明するに足る書類の写し (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 省エネルギー設備を導入し、若しくは更新する者又は再生可能エネルギー設備を導入する者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費が確認できる契約書の写し (2) 補助対象経費の支払が確認できる領収書等の支払を証明するに足る書類の写し (3) 導入し、又は更新した設備の設置状況が確認できる写真（設置状況が確認できるもの並びに設備本体、設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） (4) その他市長が必要と認める書類 |

